

稲沢市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付要綱 Q & A

No.	区分	質 問	回 答
1	補助対象	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>補助対象は、下記のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの（※） （※） ご相談ください</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p>
2	補助対象	サービスの一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	<p>本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービスを利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度を利用したサービスについては、本制度の対象外となります。</p> <p>ただし、他制度を利用しない場合については、本制度の対象となります。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。</p>
3	補助対象	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することも可能です。</p>
4	補助対象	サービスの提供事業者に指定はありますか。	<p>サービスの提供事業者は、原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険サービス登録事業者である 2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象

			<p>者の同居者でない</p> <p>【同居とは（同居の判断）】</p> <p>①同一家屋であること</p> <p>②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと</p> <p>③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること</p> <p>④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をしていること（※）</p> <p>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
5	補助対象	健全な介護者（同居者）がいた場合、生活援助は対象外となるのでしょうか。	健全な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。
6	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
7	申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	<p>原則、利用前申請ですが、利用後の申請も可能です。</p> <p>【参考：事業の流れの例】</p> <p>（例1）申請が先の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①交付申請（申請者→市） ②交付決定の通知（市→申請者） ③サービスの利用（申請者） ④サービスの利用料の支払い（申請者） ⑤補助金の請求（申請者→市） ⑥申請者への支払い（市→申請者） <p>（例2）利用が先の場合</p>

			<p>①サービスの利用（申請者）</p> <p>②サービスの利用料の支払い（申請者）</p> <p>③交付申請（申請者→市）</p> <p>④交付決定の通知（市→申請者）</p> <p>⑤補助金の請求（申請者→市）</p> <p>⑥申請者への支払い（市→申請者）</p>
8	申請	代理申請は可能ですか。	原則、家族であれば可能です。
9	申請	申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	原則、有効期限はありません。
10	申請	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	文書料や手数料等は本人負担となります。
11	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または補助対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）（明細や納品書に記載があればなくてもよい）の記載が必要です。
12	請求	領収書の氏名が申請者もしくは補助対象者本人ではない場合、どうすればよいですか。	申請者もしくは補助対象者との関係の確認が取れるのであれば問題ないです。
13	請求	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	<p>店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。</p> <p>【サービス内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p>【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者（または補助対象者）の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）</p>
14	請求	領収書を他でも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となりますので、一度原本を提出し、本事業による補助金を申請済である旨を記載して返却します。
15	請求	請求書は毎月提出する必要はありますか。	サービスの利用日や購入日を月単位でまとめることが可能であれば、必ずしも毎月提出してもらう必要はありません。ただし、サービスの利用を開始又は購入した日の属する月の翌月から起算して1年以内に請求してください。
16	請求	申請者が市へ請求する、請求の基準となる日はどのように定めればよいですか。	実際にサービスを利用した日（購入日）にしてください。

17	請求	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	申請者が補助金の請求及び受領を事業者に委任することも可能です。
18	請求	利用途中に補助対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能ですか。	利用が40歳未満であれば、申請、請求は40歳以上でも可能です。よって、誕生日の前々日までに利用した費用を、本事業で支払うことは可能です。そのため、月単位で支払っているものについても、領収書等で支払いが分けられていれば対象とします。
19	補助対象	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。(支給対象者かどうかは、受給者証の所持で判断します。)
20	補助対象	申請者が月の途中で県内の他の市町村から転入してきた場合、その月の補助額はどのように取り扱えばよいですか。	一人の申請者に対して、1か月あたりの市補助上限額は5万4千円ですが、申請者が転入前の市町村で補助を受けていた場合、1か月あたりの上限額5万4千円から前市町村で補助を受けた額を引いた残りの分が上限額となり請求できます。
21	補助対象	住宅改修は補助対象に含まれますか。	含まれません。
22	対象者	末期がんと認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合は補助の対象となりますか。	末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は補助の対象となります。
23	申請	先にサービスの利用をしている方の場合、利用時点での末期がん証明はどのように対応すればよいですか。	医師の意見書に利用時点で末期がんであったことを証する日付を記載してもらってください。
24	申請	住民票がいつの時点で申請が可能ですか。	申請してから利用する場合は、申請時点で本市に住民票があれば申請が可能です。ただし、補助の対象となる期間は、利用時点で本市に住民票がある期間となります。 利用してから申請する場合は、利用時点で本市に住民票があれば申請が可能です。
25	補助対象	入院中の方が、在宅の準備に購入したものは補助の対象となるのか。	対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。そのため、入院中に事前に購入される場合は、補助対象とならない場合があることを事前に理解してもらうようにしてください。

			なお、申請は退院後としてください。
26	補助対象	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
27	補助額	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。